

平成26年2月20日

還付加算金の支払い不足等について

三重県から、全国の多くの市町村で還付加算金の算定に際し、規定の適用を誤っている事例があるため、県下各市町に対し適正な事務に努めるよう平成25年12月12日付けの事務連絡文書で通知がありました。

このことを受け、本市の事務について確認を行ったところ、市県民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、還付加算金の一部に支払い不足又は未払いがあることが判明しました。

今後、調査により判明いたしました還付加算金の支払い不足等につきましては、対象者の方々にご案内を送付し、すみやかに還付を行う予定です。

今回の件につきまして、大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫びし、今後このようなことが起きないように事務処理を徹底してまいります。

1 原因

市県民税につきましては、確定申告等により過納金を還付する場合、日数計算の始期を「過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった日の翌日」とすべきところを規定の適用を誤り、「所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」と取り扱い、還付加算金を本来の金額より少なく算定していたことが原因です。また、保険料についても地方税法の例によることから同様の誤りが生じました。

2 対象者及び金額と対応

現在、対象者数と金額について、確定作業を行っておりますが、4月上旬に対象者の方々へ「還付のお知らせ」（「お詫びの文書」と「お支払いのご案内」）の郵送を行う予定です。

支払い不足等の還付加算金の件数と金額(推計)

税目等	件数	金額
市県民税	2,700件	11,000,000円
国民健康保険料	1,500件	6,750,000円
後期高齢者医療保険料	100件	200,000円
介護保険料	100件	200,000円
合計	4,400件	18,150,000円

*表は還付対象期間を5年間（保険料は2年間）とした推計値。

3 再発防止

今後、同様な誤りが起こらないように、還付加算金の計算については法令を十分確認するとともに、関係職員に対し研修等により周知徹底を図ります。

4 ご注意ください。

この還付加算金の未払金の支払いにつきましては、対象者の方々に文書を送付させていただきます。市職員がATMの操作などをお願いすることはありませんので、振り込め詐欺等に十分ご注意ください。